

第3期 市日市 子ども・子育て 支援事業計画

概要版



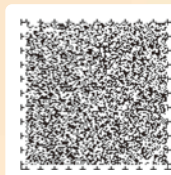
下のマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用アプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

令和7年3月

ちょうどいい、みつめた。

市日市

はつかいち



計画の策定概要

計画策定の背景

我が国では、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

また、平成27年4月から、我が国のこども・子育て支援は新制度に移行し、市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における乳幼児期の教育、保育及び地域の子育て支援事業についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

廿日市市（以下「本市」という。）においても「第2期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を推進してきましたが、令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正やこども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、次の計画を一体的に策定したものです。

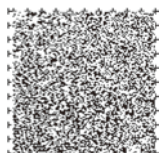
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画

また、本市の「廿日市市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけ、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。

計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期廿日市市 子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期廿日市市 子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				



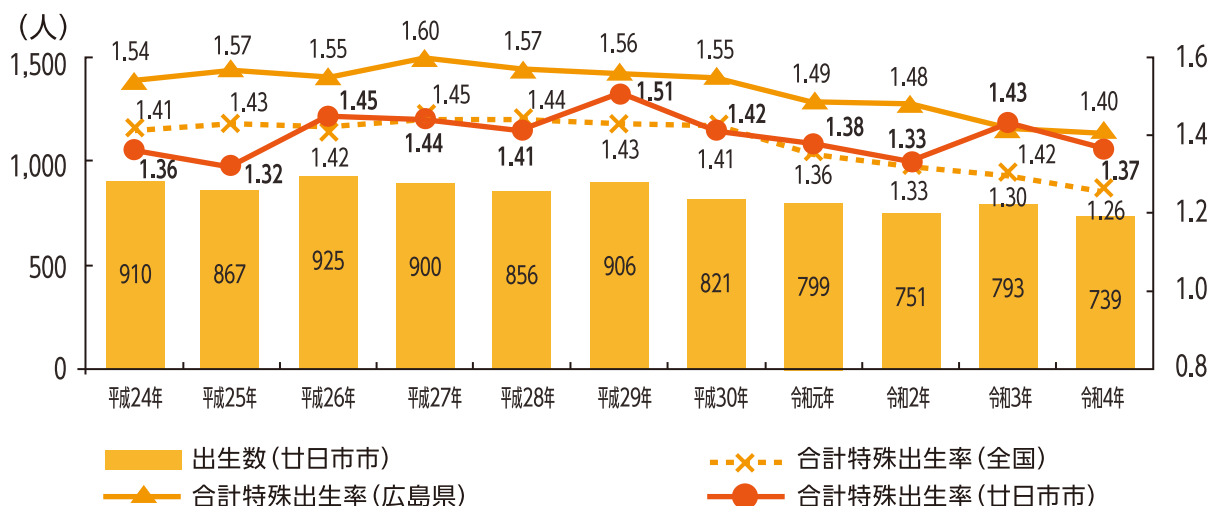
廿日市市の現状

出生の動向

出生数は、減少傾向となっており、令和4年は739人となっています。

合計特殊出生率は、令和4年は1.37で、平成26年以降は、全国と同程度か上回っており、広島県を下回って推移していましたが、令和3年、令和4年は同程度となっています。

■出生数と合計特殊出生率の推移

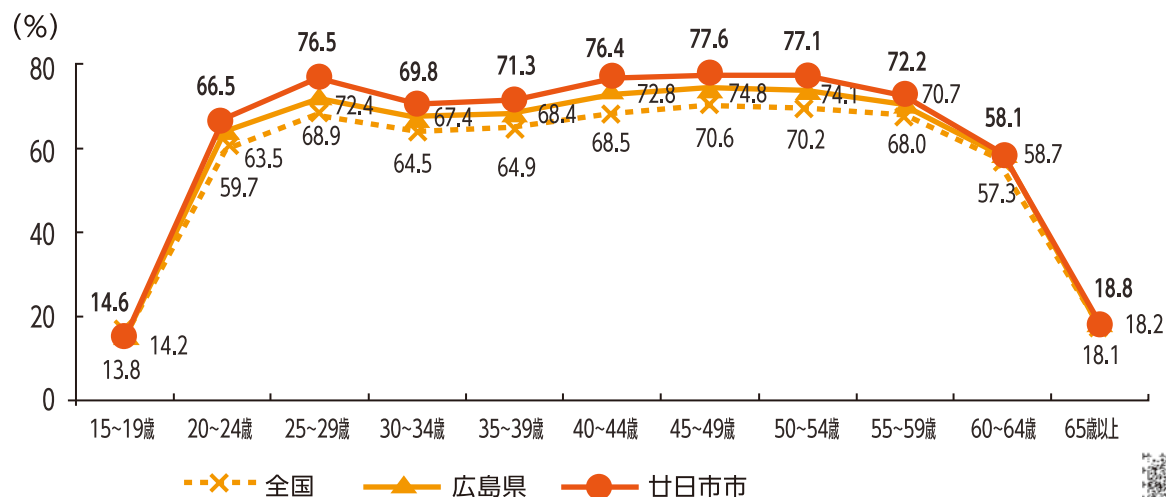


出典：広島県人口動態統計年報、合計特殊出生率の廿日市市は独自集計

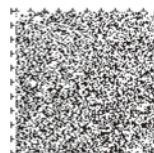
女性の就業率の推移

30歳代はその前後と比較して低くなっており、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」がみられます。また、全国、広島県と比較すると、20歳代から50歳代にかけて、どちらも上回っています。

■年齢階層別(5歳区切り)の就業率



出典：令和2年国勢調査



施策の展開～子ども・子育て支援の取組～

<将来像>

つながり支えあう子育てのまちはつかいち

<基本目標>

基本目標 1

教育・保育サービスを
充実させる

<基本方針>

(1) 教育・保育の量を確保する

(2) 教育・保育の質を向上させる

(3) 安全・安心な教育・保育環境をつくる

基本目標 2

こどもの育ちを
保障し、子育て家庭を
応援する

(1) 妊娠・出産・子育て期まで切れ目なく支援する～ニューボラ体制の充実～

(2) こどもと保護者の健康づくりを支える

(3) こどもの居場所を充実させる

(4) 配慮の必要なこどもの支援を拡充する

(5) 貧困や様々な課題を抱えるこどもの支援を充実させる

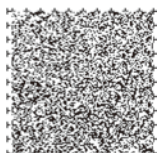
基本目標 3

みんなで
子育てを支える

(1) 子育てしながら安心して働ける社会をつくる

(2) こどもと子育て家庭に優しい社会をつくる

(3) 地域でこどもを見守り、育む



<具体的な取組(抜粋)>

- 保育士等の人材確保・処遇改善(各種支援制度等の充実、保育士就職ガイダンスの実施、ノンコンタクトタイムの実施等)
- こども誰でも通園制度の実施
- 利用しやすい教育・保育サービスの実施(第1子保育料半額の実施) など

- 市全体の保育指針の確立及び幼保小の連携強化
- こどもが主役の授業の実施 など

- 保育園等や小中学校の老朽化に対応した計画的な改修・整備
- 保育園等と地域や小中学校が連携した避難訓練の実施 など

- ネウボラでの定期面談等を通した様々な相談機会の確保
- 子育てに関する専用サイトの立ち上げ など

- こども医療費助成制度の拡充
- 産前産後サポートセンターや子育て支援センター等での親同士の交流の場の設定 など

- 留守家庭児童会の受入枠の拡大
- 不登校児童生徒の多様なニーズに応じた子ども相談室の運営
- こどもや子育て家庭の意見を踏まえた図書館や市民センター運営、安全に過ごせる公園の充実 など

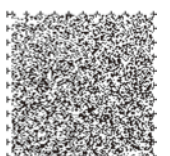
- 5歳児健康診査(相談)を通した発達相談の実施
- 医療的ケア児の保育園等や学校での受入体制の整備 など

- 児童養護施設等への環境改善(施設改修やICT化等)に対する支援
- ヤングケアラーへの支援の充実 など

- 市内経済団体等と連携した仕事と育児の両立支援の推進
- 子育て世代が働きやすい職場づくりを進める企業への支援 など

- 市の取組に対するこどもの意見を表明する仕組みづくり
- 子育て世帯が外出しやすい環境整備(おむつ替え、授乳、ベビーカースペースの確保等)の普及啓発 など

- 地域ぐるみでこどもを育てる活動の充実(コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進など)
- こども食堂の連携体制の確立及び立ち上げ支援 など



重点施策

本市のこども・子育てをめぐる直近の課題について、重点的に取り組む施策を設定し、本計画期間中の達成に向けて積極的に推進します。

重点施策1 保育士等の人材確保・育成

保育士確保に向けた、本市独自の補助制度の導入を検討していくとともに、職場環境の改善や保育士の待遇向上、離職防止、人材育成などへの支援を行い、保育士の定着を図ります。これらの取組の促進により、保育士の負担軽減と働きやすい環境の整備を進め、質の高い保育環境の提供と地域の子育て支援の充実を目指します。

重点施策2 留守家庭児童会の充実

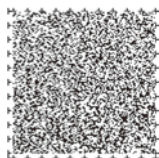
留守家庭児童会は、現在、各小学校(17校)と民間4施設で運営されていますが、利用を希望する世帯の増加が見込まれ、今後も充実を図っていく必要があります。受入枠の拡大に向けて、小学校の空き教室の活用や、民間留守家庭児童会の整備補助など、多様な方法を検討していきます。また、質の向上を目指し、研修等を実施し、より多くの家庭が利用でき、こどもたちが安全で充実した時間を過ごせる環境の提供を目指します。

重点施策3 発達が気になる児童や医療的ケア児への支援

こどもの発達を気にする子育て中の保護者も少なくなく、巡回支援の充実に向けた制度の構築など、相談しやすい環境づくりを進めるとともに、適切な支援体制の整備を進めていく必要があります。また、保育園等や学校において、医療的ケア児を受け入れていくための体制の整備を進めていく必要があります。福祉と医療と教育が連携し、専門的な支援を提供できる環境を整え、一人ひとりの状況に合わせた支援体制の強化を行っていきます。

重点施策4 こどもの意見を反映した施策実施

こどもを対象とした施設の整備や施設利用のルールづくり、様々な市の施策において、こどもの意見を取り入れるために、アンケートにこどもを対象として加えることや、当事者として施策に関わる仕組みを構築するなど、意見を聴く機会を確保します。こうした、こどもの意見表明の機会づくりを進めていき、こどもの視点を施策に反映していくことで、より良い社会の実現を図ります。



子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

認定区分と提供区域

認定区分

子ども・子育て支援法では、児童の認定区分ごとに量の見込みと確保の方策を設定することとされており、次の区分に従って教育・保育の量の見込みを算出します。

■子どものための教育・保育給付における認定区分

認定区分	対象者	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	新制度移行幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園（保育園部分）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育園部分）、地域型保育所

■子育てのための施設等利用給付における認定区分

認定区分	対象者	保育の必要性	利用できる施設
新1号認定	満3歳以上	なし	私学助成を受ける幼稚園
新2号認定	3～5歳児クラス	あり	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、認可外保育施設等
新3号認定	0～2歳児クラス	あり (市民税非課税世帯)	認可外保育施設等

提供区域

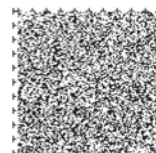
本市では、地域の特性、既存施設の状況、交通利便性、人口推計等を勘案して、廿日市・七尾・四季が丘中学校区域、野坂・阿品台中学校区域、佐伯中学校区域、吉和中学校区域、大野東・大野・宮島中学校区域の5つの提供区域を設定します。

教育・保育

計画期間中の教育・保育の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定・ 新2号認定	量の見込み	人	874	803	734	674	616
	確保方策		1,103	1,103	776	776	776
2号認定	量の見込み	人	1,899	1,871	1,874	1,889	1,853
	確保方策		2,234	2,234	2,420	2,420	2,340
3号認定 (0歳児)	量の見込み	人	191	183	178	180	177
	確保方策		228	230	239	239	239
3号認定 (1歳児)	量の見込み	人	493	495	498	508	507
	確保方策		504	508	540	540	525
3号認定 (2歳児)	量の見込み	人	610	608	612	619	614
	確保方策		631	635	697	697	679

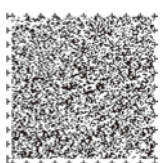
※本計画では、新1号認定は1号認定の中で、新3号認定は3号認定の中で量の見込み及び確保方策を検討しています。



地域子ども・子育て支援事業

計画期間中の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

事業		単位	上段：量の見込み、下段：確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業	基本型・特定型	実施箇所数 (か所)	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型		1	1	1	1	1
			6	6	6	6	6
			6	6	6	6	6
②時間外保育事業(延長保育)		実利用者数 (人)	242	229	216	204	192
			242	229	216	204	192
③実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	日用品、文房具、 行事等の参加費用 等の助成	支給児童数 (人)	1	1	1	0	0
	私立幼稚園の副食 材料費の助成		1	1	1	0	0
			45	40	36	32	28
			45	40	36	32	28
④放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)		登録児童数 (人)	2,337	2,386	2,423	2,469	2,508
			2,394	2,453	2,495	2,549	2,592
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)		延利用者数 (人)	114	119	123	127	132
			114	119	123	127	132
⑥乳児家庭全戸訪問事業		訪問件数 (件)	610	581	552	526	499
			610	581	552	526	499
⑦養育支援訪問事業		訪問件数 (件)	209	192	176	162	149
			209	192	176	162	149
⑧地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		こどもの延利用者数 (人／月)	3,776	3,705	3,617	3,544	3,458
			3,776	3,705	3,617	3,544	3,458
⑨一時預かり事業	幼稚園における 一時預かり事業	延利用者数 (人)	36,291	35,592	34,721	33,998	33,160
	保育園等における 一時預かり事業		36,291	35,592	34,721	33,998	33,160
			4,167	4,402	4,626	4,879	5,126
			4,167	4,402	4,626	4,879	5,126
⑩病児・病後児保育事業		延利用者数 (人)	1,009	990	966	947	924
			1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
⑪子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)		延利用者数 (人)	359	341	323	307	291
			359	341	323	307	291
⑫妊婦健康診査		延受診回数 (回)	7,990	7,580	7,153	6,775	6,392
			7,990	7,580	7,153	6,775	6,392
⑬子育て世帯訪問支援事業		延利用者数 (人)	636	624	609	597	583
			636	624	609	597	583
⑭親子関係形成支援事業		実利用保護者数 (人)	142	141	140	138	136
			165	165	165	165	165
⑮妊婦等包括相談支援事業		延相談支援回数 (回)	2,103	2,052	2,010	1,968	1,920
			2,103	2,052	2,010	1,968	1,920
⑯産後ケア事業		延利用者数 (人)	164	161	157	154	150
			164	161	157	154	150
⑰乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		延利用時間数 (時間／月)	－	10,720	10,320	9,950	9,570
			－	10,720	10,320	9,950	9,570



第3期廿日市子ども・子育て支援事業計画【概要版】 令和7年3月発行

発行：廿日市市

編集：廿日市市 健康福祉部 こども課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号

TEL.0829-30-9197 FAX.0829-30-9131